第四期特定健康診查等実施計画

ジェイアールグループ健康保険組合

最終更新日:令和6年04月01日

特定健康診査等実施計画 (令和6年度~令和11年度)

基本的な考え方(任意)

特定健康診査等の実施にあたっては、「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)に基づき取り組み、引き続き、各事業主及び委託業者との連携を深めつつ進めていく。また、各種実施率目標の達成に加え、健康増進及び医療費の削減等を念頭に費用対効果の高い事業を推進していく。

達成しようとする目標/特定健康診査等の対象者数								
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査実施率	計 画 値 ※1	全体	80,314 / 99,098 = 81.0 %	81,823 / 99,812 = 82.0 %	83,458 / 100,528 = 83.0 %	85,143 / 101,358 = 84.0 %	86,523 / 101,836 = 85.0 %	92,028 / 102,263 = 90.0 %
		被保険者	63,429 / 67,478 = 94.0 %	64,266 / 68,006 = 94.5 %	65,154 / 68,583 = 95.0 %	66,306 / 69,430 = 95.5 %	67,369 / 70,176 = 96.0 %	70,325 / 71,035 = 99.0 %
		被扶養者 ※3	16,885 / 31,620 = 53.4 %	17,557 / 31,806 = 55.2 %	18,304 / 31,945 = 57.3 %	18,838 / 31,928 = 59.0 %	19,154 / 31,660 = 60.5 %	21,703 / 31,228 = 69.5 %
	実 績 値 ※1	全体	-/-=-%	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	-/-=-%
		被保険者	-/-=-%	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	-/-=-%	-/-=-%
		被扶養者 ※3	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%
特定保健指導実施率	計 画 値 ※2	全体	7,823 / 15,340 = 51.0 %	8,127 / 15,628 = 52.0 %	8,448 / 15,941 = 53.0 %	8,782 / 16,262 = 54.0 %	9,089 / 16,526 = 55.0 %	10,546 / 17,577 = 60.0 %
		動機付け支援	3,137 / 6,151 = 51.0 %	3,259 / 6,267 = 52.0 %	3,388 / 6,392 = 53.0 %	3,521 / 6,521 = 54.0 %	3,645 / 6,627 = 55.0 %	4,229 / 7,049 = 60.0 %
		積極的支援	4,686 / 9,189 = 51.0 %	4,868 / 9,361 = 52.0 %	5,061 / 9,548 = 53.0 %	5,260 / 9,741 = 54.0 %	5,444 / 9,899 = 55.0 %	6,317 / 10,529 = 60.0 %
	実 績 値 ※2	全体	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%
		動機付け支援	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%
		積極的支援	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%

- *1)特定健康診査の(実施者数)/ (対象者数) *2)特定保健指導の(実施者数)/ (対象者数) *3)特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方(任意)

1特定健康診査の実施に係る目標

令和11年度における特定健康診査の受診率を90%とする。

(「特定健康診査等実施計画作成の手引き(第4版)」が示す保険者種別毎の目標値(90%)に設定)

2 特定保健指導の実施に係る目標

今和11年度における特定保健指導の宝施率を60%とする。

(「特定健康診査等実施計画作成の手引き(第4版)」が示す保険者種別毎の目標値(60%)に設定)

特定健康診査等の実施方法 (任意)

1 実施場所

(1) 特定健康診査

当健康保険組合が委託する健診機関において行う。

(2) 特定保健指導

当健康保険組合が委託する保健指導機関において行う。

2 実施項目

(1) 特定健康診査

法定の実施項目とする。また、人間ドックを受診した場合は、特定健康診査受診に代えることができるものとする。

(2) 特定保健指導

加入者が全国に居住していること、事業主において変形労働時間制を導入している職場が多いことなどから、ICTを活用した保健指導を中心に実施する。

3 実施時期

通年とする。

4 外部委託の有無および契約形態

(1) 特定健康診査

集合契約または個別契約により委託する。

(2) 特定保健指導

集合契約または個別契約により委託する。

5 外部委託業者の選定にあたっての考え方

(1) 特定健康診査

以下の点を満たすことを前提に選定する。

- ・ 厚生労働大臣が告示にて定める外部委託先に関する基準を満たしている機関であること
- ・ 個人情報の取扱いが万全であること
- (2) 特定保健指導

以下の点を満たすことを前提に選定する。

- ・ 厚生労働大臣が告示にて定める外部委託先に関する基準を満たしている機関であること
- ・ 個人情報の取扱いが万全であること
- ・ 実施率向上及び生活習慣病予防に資するサービスを提供できること

6 利用の際の一部自己負担金

(1) 特定健康診查

受診の際の一部自己負担金は求めないこととする。

(2) 特定保健指導

利用の際の一部自己負担金は求めないこととする。

7周知・案内方法

- ・事業主を通じて加入者へ通知・案内の配布等を行う
- ・ 委託する保健指導機関より郵送等で案内を配布する
- 8 事業者健診等の健診受診者のデータ収集方法
- (1) 被保険者
 - ① 労働安全衛生法に基づく定期健康診断データ

四半期ごと又は事業主との定めに応じ、電子媒体等で受領する。

② 事業主が実施する人間ドックの結果データ

事業主各社が健診機関に指示する方法で受領する。

(2) 被扶養者等

① 事業主が実施する人間ドックの結果データ

事業主各社が健診機関に指示する方法で受領する。

9 集合契約

- ・ 全都道府県の集合契約Bに参加する
- ・必要の都度、標準的な様式により受診券を発行する
- ・ 社会保険診療報酬支払基金を代行機関とする
- 10 特定保健指導対象者の重点化

生活習慣改善の必要性、保健指導に対する意欲等を総合的に勘案し、必要に応じて重点化を行うよう委託先に依頼する。

個人情報の保護

1 特定健康診査等の記録の保存方法等、保存体制等

(1) 記録の保存方法等

特定健康診査等の記録は、データベースの形で組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じた外部から独立したサーバーに保存する。 記録の保存年限は、当該データを受領した日の属する年度の翌年度から6年を経過するまでの期間を基本とし、別途定める。 (2) 保存体制等

記録の保存は公益財団法人鉄道総合技術研究所に委託する。公益財団法人鉄道総合技術研究所は、カード式入退出システムが設置されている等、組織的、人的、 物理的及び技術的安全管理措置が講じられた健保システムセンター内のサーバー室で記録を保存する。

2 特定健康診査等の記録の管理に関するルール

個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日保発 第0414第18号)、健康保険組合における個人情報保護の徹底について(平成14年12月25日保保発第1225001号)のほか、当健康保険組合のプライバシーポリシー、 個人情報保護規程等を遵守する。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

1 特定健康診査等実施計画の公表方法

当健康保険組合のホームページに掲載する。

2 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発の方法

ホームページ、パンフレット等で普及・啓発活動を行う。

その他(特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等)

特定健診・特定保健指導の実施率は、前年度の結果を翌年度に確認し、本計画で定める各年度の目標と比較して達成状況を把握する。

評価は毎年度行うことし、目標との乖離がある場合は、必要に応じ、中間年度にあたる令和8年度末に見直しを行い、組合会に付議することとする。